

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 63 年神奈川県条例第 6 号	法 規 集	第 2 編第 10 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 2 条第 1 項、第 7 条及び附則第 2 条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めたものであり、有効である。	
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>